

事業主 殿

(一社)大分県労働基準協会 日田支部

安全衛生推進者養成講習について(ご案内)

常時10人以上50人未満の労働者を使用する一定の業種の事業場では、労働安全衛生法に基づき、資格を有する者を安全衛生推進者として選任し、安全衛生の業務を担当させなければなりません。

当支部では、標記講習を下記のとおり実施致しますので、必要とする関係者につきまして受講させていただきますよう御案内申し上げます。

記

1 日時・場所

講習日	講習開始時間	場 所	受付開始時刻
10/9(火)~10(水)	8:50~	日田市総合体育館 図書室兼視聴覚室 (日田市田島3丁目29番地)	8:40~

※ 学科の規定講習時間を受講した方が講習修了者となり、修了証が交付されます。

遅刻、早退、一時外出等により所定の講習時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。

2 対象(安全衛生推進者の選任を要する業種)

林業、鉱業、建設業、運送業清掃業製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

3 受講料等(税込)

種 別	受講料	テキスト代	合 計
一 般	10,800円	1,404円	12,204円
一部科目免除者 ※科目免除の詳細は別表に掲載	6,480円	1,404円	7,884円

4 定 員 20 名

5 申込手続

締 切 日	平成30年9月25日(火)(定員に達し次第締め切らせていただきます。)
申 込 先	〒877-0026 日田市田島本町1-12 (一社)大分県労働基準協会日田支部 電話 0973-27-6453 FAX 0973-27-6454
申 込 方 法	電話予約後、所定の受講申込書を当支部までご送付ください。 科目免除の方は、免除証明書(写)を受講申込書に添付してください。 受講申込書は当支部に常備しています。 大分県労働基準協会のホームページからも取得できます。
写 真	受講申込書には、写真2枚同一のもの、申込前6ヶ月以内に撮影した縦3.0cm×横2.4cmを添付してください。 ※無背景、上三分身、脱帽、色付きメガネ不可で、裏面に氏名を記入
受 講 料 テキスト代	講習開始7日前までに、当支部までお持ちいただくか、次の銀行口座に振込みをお願いします。 大分銀行日田支店 普通731397 (社)大分県労働基準協会日田支部
修 了 証	修了証は、直接本人に簡易書留で郵送しますので、各人ごとに、住所・氏名又は会社気付・本人氏名を明記し、 <u>郵送料(簡易書留)392円分の切手</u> を貼った定形郵便封筒を受講申込書に添えて下さい。

6 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 納入された受講料等は、原則として払い戻しいたしておりませんので、ご了承ください。
- ③ 受講される方の氏名・生年月日等の個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、他の目的では使用いたしません。
- ④ 熱中症予防のため、受講に際しては体調を整えていただくとともに水分補給のための準備をお願いいたします。

別表 安全衛生推進者養成講習の科目の一部免除

安全衛生推進者養成講習の科目の一部免除を受けることができる者	免 除 科 目
1 安全管理者の資格を有する者 2 昭和49年3月4日付け基発第112号 「安全推進員及び労働衛生管理員制度について」 に基づく安全推進員講習修了者	・安全管理 ・危険性又は有害性等の調査及び その結果に基づき講ずる措置等 ・安全衛生教育
1 衛生管理者の資格を有する者 2 昭和49年3月4日付け基発第112号 「安全推進員及び労働衛生管理員制度について」 に基づく労働衛生管理員講習修了者	・危険性又は有害性等の調査及び その結果に基づき講ずる措置等 ・作業環境管理及び作業管理 ・健康の保持増進対策 ・安全衛生教育

※参考

1 安全衛生推進者となるためには、

① 登録講習機関が行う「安全衛生推進者養成講習」修了者（今回の養成講習が該当）

（大分労働局登録 第1号）

② 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント

③ 大学又は高専を卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

④ 高校又は中学を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑤ 5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

等である必要があります。

（安衛法第12条の2、安衛則第12条の3、安全衛生推進者等の選任に関する基準）

安全衛生推進者の職務は、安全装置、労働衛生関係設備、保護具などの点検や整備、作業環境の点検や必要な措置の実施、労働者の安全教育などとなっています。

なお、安全衛生推進者を選任したときには、その氏名を掲示する等により関係労働者に周知しなければならないとされています。（安衛則第12条の4）

2 前記2対象業種以外の業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、衛生推進者の選任が必要です。（衛生推進者養成講習の開催については、「大分県労働基準協会 特殊技能教育センター 各種教習・講習・教育等一覧表」等で御確認下さい。）